

○伊万里・有田消防組合 Net119 緊急通報システム運用要綱

令和4年12月1日

告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊万里・有田消防組合 Net119 緊急通報システム（以下「Net119」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「Net119」とは、聴覚・言語機能障がい者など音声による会話が困難な方が、GPS 機能付き携帯通信端末（インターネットに接続することができるものに限り、スマートフォン、タブレット、フィーチャーフォン等の名称や形態を問わない。以下同じ。）を利用して、消防へ緊急通報をすることができるシステムをいう。

(対象者)

第3条 Net119 を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 聴覚・言語機能障がい者など音声による会話が困難な方で、伊万里・有田消防組合（以下「当組合」という。）管轄内に在住、勤務又は通学する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 Net119 を利用しようとする者は、別に定める当組合 Net119 緊急通報システム利用規約に同意のうえ、次の各号のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) Net119 緊急通報システム（登録・変更・停止）申請書兼承諾書（別記様式。第6条において「申請書」という。）を記載し、提出する方法
- (2) 保有するインターネット端末から Net119 のウェブブラウザ上で登録者情報を入力し、送信する方法

(登録審査及び通知)

第5条 消防長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、Net119 の利用登録者（以下「登録者」という。）として登録するものとする。

2 消防長は、前項の登録を行ったときは、登録した旨を登録者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1号又は第2号に準ずる方式により消防長に変更等を届け出なければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 利用するインターネット端末を変更したとき。

(3) 利用を停止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の登録を取り消すものとする。

(1) 前条第3号の規定による届出があったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により、登録者となったとき。

(3) 転出、死亡その他の事由により、第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(4) Net119の運用上、重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。

(利用料)

第8条 Net119の利用料は無料とする。ただし、Net119の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他のインターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、Net119の運用に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。